

バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議開催要綱

(趣旨)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項第21号に規定する重点整備地区（以下「重点整備地区」という。）において、法第25条第1項に規定する基本構想を策定又は改訂するために必要な協議等及び基本構想に基づく事業の進捗状況に関する報告及び進行管理等を行うため、京都市交通バリアフリー全体構想及び「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想で選定した別表に掲げる地区ごとに、法第26条第1項に規定する協議会として、バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 各連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 基本構想の策定に関する協議
- (2) 基本構想の改訂に関する協議
- (3) 基本構想の実施に係る連絡調整
- (4) 基本構想策定後においては、本構想に基づく事業の進捗状況に関する報告及び進行管理

(委員)

第3条 各連絡会議は、委員55人以内で組織する。

- 2 各連絡会議の委員は、学識経験のある者、市職員その他市長が適当と認める者のうち、市長が依頼し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第5条 各連絡会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員のうちから、市長が指名する。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 各連絡会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を各連絡会議の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 各連絡会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、各連絡会議に関し必要な事項は、歩くまち京都推進室長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

別表（第1条関係）

重点整備地区の名称	連絡会議の名称
桂地区	桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
山科地区	山科地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
烏丸地区	烏丸地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
向島地区	向島地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
京都地区	京都地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
嵯峨嵐山地区	嵯峨嵐山地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
河原町地区	河原町地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
稲荷地区	稲荷地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
京阪五条・七条地区	京阪五条・七条地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
桃山御陵前地区	桃山御陵前地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
東福寺地区	東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
京阪藤森地区	京阪藤森地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
伏見地区	伏見地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
太秦地区	太秦地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
J R 藤森地区	J R 藤森・深草地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
深草地区	
桃山地区	桃山地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
西大路地区	西大路地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
大宮地区	大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
上桂地区	阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議
阪急嵐山地区	
松尾大社地区	
西院地区	西院地区バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議

- ※ 京阪五条地区及び七条地区については、合同で連絡会議を設置し、1つの基本構想について検討するものとする。
- ※ J R 藤森地区及び深草地区については、合同で連絡会議を設置し、2つの基本構想について検討するものとする。
- ※ 阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区については、合同で連絡会議を設置し、2つの基本構想について検討するものとする。